

消防救急デジタル無線システム更新整備事業委託に係る競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 佐賀中部広域連合が発注する消防救急デジタル無線システム更新整備事業委託（以下「本業務」という。）の契約の締結については、透明性、競争性及び公正性を確保するために、別に定めるもののほかこの要領の定めるところによる。

(入札方法)

第2条 本業務に係る受注者の決定は、条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）により決定するものとする。

(公告及び公表)

第3条 広域連合長は、本業務に関し地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び佐賀中部広域連合財務規則（平成11年佐賀中部広域連合規則第12号）第83条に定める内容について公告するものとする。

2 前項の規定による公告は、佐賀中部広域連合の掲示板に掲示することにより行う。

3 第1項の規定による公告に定める内容について、佐賀広域消防局及び構成市町のホームページに公表する。

(一般競争入札参加資格)

第4条 本業務の入札に参加できる者は、次に掲げる事項について公告に定められた要件を全て満たす者とする。

(1) 佐賀市、多久市、小城市、神崎市又は吉野ヶ里町における入札参加資格審査の結果、令和8年度に電気通信工事の工種に資格があると認められた者であること。

(2) 佐賀県、福岡県又は長崎県内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所を有し、佐賀中部広域連合と緊密な連絡調整が可能であること。

(3) 国又は地方公共団体から、次に掲げる整備事業を直接請負い、履行完了した実績を有すること。

なお、当該実績については、本件に入札する本社（本店）、支社（支店）又は営業所以外の拠点における実績を含むものとする。

(ア) 無線回線制御装置、基地局無線装置及び車載型無線装置で構成され、2以上の基地局を有する消防救急デジタル無線システムの新設又は更新の整備事業であること。

(イ) (ア)の事業を開札の日を基準日として、過去5年間において履行完了した実績であること。

(ウ) 共同企業体（JV）である場合は、代表企業として直接請負い、履行完了した実績であること。

(4) ISO/IEC 27001（ISMS）認証を取得している者及び一般財団

法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）又はその指定機関から付与されるプライバシーマークの認定を受けている者であること。

(5) 同一の案件に係る他の入札参加申請者と次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと。

(ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

(ウ) 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、aからeまでに掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

a 株式会社の取締役。ただし、次の(a)から(d)までに掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

2 次に掲げる者は、一般競争入札に参加することができない。

(1) 令第167条の4第2項に規定する者

(2) 佐賀市、多久市、小城市、神崎市又は吉野ヶ里町からの指名停止措置又は指名回避措置を、公告の日から開札の日までの間に受けている者

(3) 一括下請、下請代金支払の遅延等について、関係行政機関からの情報により、受注者の下請契約関係が不適切であると広域連合長が認める者

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者及びこれに準じる者と

して、本工事から排除要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると広域連合長が認める者

(5) 経営状態が著しく不健全であると広域連合長が認める者

(6) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署の指導があり、これに対する改善義務を怠るなど受注者として不適当であると広域連合長が認める者

(7) その他資格審査において不適当であると広域連合長が認める者

(入札参加申請)

第5条 入札参加を希望する者は、入札参加申請（以下「申請」という。）を行わなければならない。

(申請)

第6条 申請は、第3項に定める提出書類等を郵送することにより行わなければならない。この場合において、3(1)から(4)に掲げる提出書類等を郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する書留（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出すること。なお、直接持参その他の方法による提出は認めない。

2 提出書類等の提出期限及び提出先は、公告で定める。

3 申請に必要な提出書類等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条件付一般競争入札参加申請書（様式）

(2) 資本的関係・人的関係調査票（様式）

(3) 契約実績報告書（様式）

(4) ISO/IEC 27001 (ISMS) 認証取得証明書及びプライバシーマークの認定証明書

4 入札参加を希望する者は、申請を行うに当たり、次に掲げる事項について留意するものとする。

(1) 条件付一般競争入札参加申請書には、必要事項を記入すること。

(2) 提出書類は、件名及び会社名を記入した封筒に入れること。

(入札及び開札)

第7条 入札を行う日時及び場所は、公告で定める。

2 入札書には、入札金額、日付、会社所在地、会社名及び代表者氏名を記入し、使用印鑑は、佐賀市、多久市、小城市、神崎市又は吉野ヶ里町に届出をした印鑑を押印すること。入札書の日付は、入札の日を記入すること。

3 入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記入すること。

4 開札をした場合において落札者となるべき者がいないときは、入札を複数回行い、不調の場合は最低価格を入札した業者と協議を行うことがある。

5 入札当日、都合により代理人が出席する場合は、委任状を提出すること。その際、入札書には代理人の記名及び押印をすること。無き場合は失格とする。

(仕様書等の交付方法及び期間)

第8条 入札参加申込者に対する本業務の仕様書等（以下「仕様書等」という。）の交付方法及び交付期間は、公告で定める。

(仕様書に対する質問及び回答)

第9条 仕様書に対する質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 仕様書に対する質問は、公告に定める質問期限までに公告で定める質問先においてメールで受け付ける。

(2) 前項の質問に対する回答は、公告で定める回答方法により行うものとする。

(入札参加資格の確認等)

第10条 入札参加申請者のうち入札に参加する資格のない者への連絡は、公告で定める期限までに電話により行う。

2 入札参加申請者のうち入札参加資格のある者への連絡は行わない。

(入札保証金)

第11条 入札保証金は、免除とする。

(予定価格)

第12条 予定価格は、非公表とする。

(入札の無効)

第13条 入札を無効とする事項は、公告に記載する。

(入札の中止)

第14条 次のいずれかに該当するときは、入札を中止する。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ったと認めるとき。

(2) 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が共謀、結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。

(3) 本業務の廃止又は変更の必要があると認めるとき。

(落札者の決定)

第15条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者とする。

2 落札となるべき同価格の入札を行った者が2者以上あるときは、入札当日にくじにより落札者を決定する。

(落札者の決定の取消し)

第16条 落札者に決定した時から契約締結の時までの間に、落札者（共同企業体の場合は、その構成員のいずれかの者）が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当要件に基づき、佐賀市、多久市、小城市、神崎市又は吉野ヶ里町から指名停止措

置又は指名回避措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀中部広域連合は、一切の損害賠償の責を負わない。

- (1) 贈賄、独占禁止法違反、競争入札妨害又は談合に係る要件
- (2) 暴力団との関係に係る要件

(契約保証金)

第17条 契約保証金は、入札金額に仕様書で定める数量及び期間を乗じて得た金額の100分の10（契約金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円までは100分の10、1,000万円を超える部分については100分の7）以上の金額とする。ただし、佐賀中部広域連合財務規則第103条第2項第1号から第8号のいずれかに該当する場合は、全部を免除し、又は一部を減額する。

(入札結果の公表)

第18条 本件名、入札経過、落札業者名について、落札決定の日から佐賀中部広域連合において、閲覧に供する。

(その他)

第19条 提出書類についての説明会は、実施しない。

- 2 広域連合長は、提出書類について、特に必要があると認めたときは、説明を求められるものとする。
- 3 提出書類の作成に要する費用は、参加申込者の負担とし、提出後の提出書類は返却しない。この場合において、広域連合長は、当該提出書類の公表及び無断使用は行わないものとする。
- 4 入札参加を希望する者及び入札参加申請者は、仕様書等を熟知するとともに、入札実施要領を遵守しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年6月10日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領の規定は、令和8年6月10日に公告を行う消防救急デジタル無線システム更新整備事業委託の条件付一般競争入札に限り適用する。